

1 答 申 第 7 号
令和元年7月23日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武 藤 知 之

答 申 書

令和元年7月5日付け1民市第145号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

久留米市立小学校の児童数推計及び要因調査分析業務において、氏名以外の住民基本情報をオンライン結合等によって委託業者に提供することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民課】

2 審議会の意見

久留米市立小学校の児童数推計及び要因調査分析業務において、氏名以外の住民基本情報を委託業者に提供するに当たり、オンライン結合等により行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。